

京都市東京事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第81号

京都市東京事務所規則の一部を改正する規則

京都市東京事務所規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「3人」を「2人」に改め、同条第2項中「、担当課長又は担当課長補佐」を「又は担当課長」に改める。

第3条第3項、第4条第2項及び第6条中「、担当課長補佐」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)